

2021年11月15日

各 位

会社名 株式会社 タ ス キ
 代表者名 代表取締役社長 柏 村 雄
 (コード番号：2987 東証マザーズ)
 問合せ先 人事総務部長 田 嶋 友 和
 (TEL 03-6812-9330)

定款一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を、2021年12月22日開催予定の当社第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社が推進している、先端テクノロジーを活用した不動産業界全体のデジタル化を図るサービスの現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部の変更を行うものであります。

また、法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とする旨の規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条（条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （新設） （新設）	第1条（現行のとおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 人工知能（AI）を用いた各種ソリューションサービスの提供</u> <u>2. 人工知能（AI）プログラムの研究および開発</u>

現行定款	変更案
<p><u>8. ～9.</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>1. ～6.</u> (条文省略)</p> <p><u>7. 給与等の支払いおよび福利厚生に関するアウトソーシングサービス業</u> (新設) (新設)</p> <p><u>10.</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>11.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第32条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>3. ～4.</u> (現行のとおり)</p> <p><u>5. データ分析・解析事業</u></p> <p><u>6. ～11.</u> (現行のとおり) (削除)</p> <p><u>12. 不動産担保貸付その他金銭の貸付</u></p> <p><u>13. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業務</u></p> <p><u>14.</u> (現行のとおり)</p> <p><u>15. 第二種金融商品取引業</u></p> <p><u>16.</u> (現行のとおり)</p> <p>第3条～第32条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が</u></p>

現行定款	変更案
第35条～第48条（条文省略）	<p><u>監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第35条～第48条（現行のとおり）</p>

（3）日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年12月22日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年12月22日（予定）

2. 補欠監査役1名選任の件

（1）補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

（2）補欠監査役候補者（2021年12月22日開催予定の定時株主総会において決定）

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">たじま ともかず 田嶋 友和 (1976年7月22日生)</p>	<p>2000年4月 株式会社マルヤ入社 2011年11月 株式会社シノケングループ入社 2013年10月 みつばち保険グループ株式会社入社 2014年7月 株式会社新日本建物入社 2016年3月 株式会社関東メディカル・ケア入社 2018年10月 当社入社 経営管理部次長 2019年11月 当社監査室長（現任） 2021年10月 当社人事総務部長（現任）</p>

以上